（その他の事項）

第八条　［略］

附　則

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（その他の事項）

第九条　［同上］

附　則

1　この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2　鉄道賃及び船賃に関する第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃）、」とあるのは「下級の運賃）及び」と、「並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金」とあるのは「並びに座席指定料金」とする。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第十一条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（証人等の路程賃の額） **第二条**　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 2　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第三条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。 （証人等の日当の額） **第三条**　法第四条第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。 （証人等の宿泊料の額） **第四条**　法第五条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条第二項において「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第二項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 （弁護人の日当等の額） **第五条**　［略］ 2　法第八条第一項において準用する法第五条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が七級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。	（証人等の路程賃の額） **第二条**　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。 2　天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。 （証人等の日当の額） **第三条**　法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。 （証人等の宿泊料の額） **第四条**　法第五条第二項の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。 （弁護人の日当等の額） **第五条**　［同上］ 2　法第八条第一項の弁護人の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万千八百円以内とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。